

平成28年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月3日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成28年3月18日（午後1時30分）
4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席をした者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	坂本幸枝
教育長	吉住政子	建設課長	竹下勝博
会計管理者兼 税務課長	山下壽弘	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	酒井和哉
総務課長兼 選挙管理委員会書記長	藤島弘義	環境衛生課長	野田稔
政策調整課長	丸山信夫	教育委員会事務局次長	山下俊子
協働推進課長	丸山英明		

9. 本会に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	栗原福裕	書記	萩尾勝昭
書記	井上俊明		

10. 議事日程

日程第1	議案第25号	平成28年度広川町一般会計予算について
日程第2	議案第26号	平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第27号	平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第28号	平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について
日程第5	議案第29号	平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について
日程第6	議案第30号	平成28年度広川町下水道事業特別会計予算について
日程第7	議案第31号	平成28年度広川町水道事業会計予算について
日程第8	議案第32号	八女西部広域事務組合を組織する市町村数の減少及び八女西部 広域事務組合規約の変更について
日程第9	発議第2号	子ども・子育て支援新制度の推進に対する意見書
日程第10	決定第7号	議員派遣の件について
日程第11	常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事 務調査について	

午後 1 時30分 開議

○議長（野村泰也）

こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第5号のとおりであります。

日程第1 議案第25号

○議長（野村泰也）

日程第1. 議案第25号 平成28年度広川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、一般会計予算審査特別委員長の審査報告を求めます。一般会計予算審査特別委員会委員長、光益良洋君。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（光益良洋）

改めまして、こんにちは。一般会計予算審査特別委員会の審査結果について御報告申し上げます。

議案第25号 平成28年度広川町一般会計予算について、去る3月8日の本会議において一般会計予算審査特別委員会に付託されました。

特別委員会に常任委員会所管ごとの分科会を設置し、3月9日から3月16日までの8日間、関係職員の説明を求めて慎重に審査が行われました。

3月17日に特別委員会を開催し、分科会の審査結果の報告を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

なお、決定にするに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告いたします。

1つ、自主財源の確保に向け、努力されたい。

2つ、滞納を含む税等の徴収努力は認めるが、関係課等連携のもと、滞納徴収に鋭意努力されたい。

3つ、入札制度については、公平性、透明性を図るため、入札制度のあり方を検討されたい。

4つ目、民間への事業委託及び負担金、補助金については、契約内容・効果の具体的精査を行うとともに、内容の把握・確認により所期の目的を果たすべく努力をされたい。

5つ目、防災関係の諸課題については、効率よく対応するとともに、自主防災組織における防災訓練の推進及び指導強化を図り、地域住民の防災意識向上に努められたい。

6つ目、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業計画の住民への周知を徹底され、その計画の実現に努力されたい。また、この計画の実現には、地域における人材育成は必要不可欠と考える。そのための方策を講じられたい。

なお、事業実施に当たっては、核となる担当部署を設けられ、各省庁から出される情報を収集し、事業に取り組まれたい。

7つ目、予算審査に当たり、指摘された問題点については、執行部においては真摯に受けとめられ、執行に当たっては、スピード感を持って迅速に対応されるよう強く望む。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

議案第25号、平成28年度一般会計予算に反対の討論をいたします。

私は、この予算案全体ではもちろん評価すべき部分も多くあると考えています。例えば、民生費の子ども医療費助成では、福岡県の制度に町が上乘せの決断をしたことによって、ことし10月から子ども医療費の助成が充実することになりました。また、ファミリーサポートセンターの開設に向けて動きが出て、住民の暮らしを応援する施策がさらに充実していると感じます。

教育費では、下広川小学校の建てかえに多額の費用を充てられていることや、また、町立図書館の運営など、一昔前と比べると格段に充実していると感じます。このことは十分に評価すべきだと私は考えます。

しかし、担当課の説明を聞くたびに、どうしても納得のいかない歳出予算があります。議会には多様な意見を反映しているということを理解していただいた上で聞いていただきたいと思いますが、それは、同和対策事業と名づけられた予算案であります。助成金として、運

動団体に旅費なども含めて三百数十万円の補助額が上げられております。それ以上の額になるかもしれません。そのほか教育費でも、同和教育費があり、補助金が出されております。法律的には何の根拠もない同和地区という用語が使われておりますが、これは用いるべきではないと考えます。

このように、多額の助成金が出されているわけですが、何十年も同じように予算がつけられているにもかかわらず、まだ問題が解決していないというのであれば、これは、効果がない、あるいはかえって問題の解決をおくらせていると判断できるのではないかと思います。こうした事業は廃止をして一般対策に移行することを私は求めたいと思います。寄附の廃止が無理ならば、期限をつけて削減、また、廃止に向かうべきであると思います。

もう1点は、債務負担行為についてであります。公立病院など3つの一部事務組合が平成28年度に借り入れる地方債の償還に対する町の負担が約束されていることとなります。しかし問題は、その金額がわからないという点であります。事務組合では、いまだに28年度の起債の額がわからないのか不思議な点であります。

さらに、この予算の資料につけられておりますけれども、八女公立総合病院企業団や消防組合など、24年度から27年度にわたる地方債の償還負担金も金額がわからないままになっております。このようなやり方は改めるべきではないかと思います。

以上で反対の討論を終わります。

○議長（野村泰也）

次に、賛成者の発言を求めます。9番稲員信幸君。

○9番（稲員信幸）

私は賛成の立場で意見を述べます。

広川町が置かれた現状、あるいは状況からして、今回の予算案について妥当かつ公正な予算が編成されていると感じております。

また、8日間にわたる委員会においても慎重に審議を重ねた質問もいたしました。全会一致で総務産業委員会は認めるべきであるという結論に至りました。

よって、賛成の意見を述べました。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第25号 平成28年度広川町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしの声が多いようです。異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数でございます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。一般会計予算審査特別委員長から報告がありました議案第25号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は、一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第2 議案第26号

○議長（野村泰也）

日程第2．議案第26号 平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、池尻浩一君。

○厚生文教常任委員会委員長（池尻浩一）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第26号の審査結果について御報告申し上げます。

平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算について、去る3月8日の本会議において付託されましたので、3月9日、関係職員の説明を求め慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので報告します。

- 1、特定健康受診率のさらなる向上を図るとともに、医療費との関連性についての分析・調査をさらに強化し、啓発の推進を図られたい。
 - 2、ジェネリック医薬品の使用拡大については、さらに啓発に取り組み、拡大策の方法を含め、さらなる向上を図られたい。
 - 3、医療費の縮減については、心身の健康づくり推進など、さらなる対策を講じられたい。
 - 4、国民健康保険特別会計の累積赤字の解消に向けて、さらなる対策を講じられたい。
- 以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第26号 平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第26号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第3 議案第27号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第27号 平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、池尻浩一君。

○厚生文教常任委員会委員長（池尻浩一）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第27号の審査結果について御報告申し上げます。

平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について、去る3月8日の本会議において付託されましたので、3月9日、関係職員の説明を求め慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第27号 平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いた

します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号

○議長（野村泰也）

日程第4．議案第28号 平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、池尻浩一君。

○厚生文教常任委員会委員長（池尻浩一）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第28号の審査結果について御報告申し上げます。

平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について、去る3月8日の本会議において付託されましたので、3月9日、関係職員の説明を求め慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第28号 平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを採決

いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第29号

○議長（野村泰也）

日程第5．議案第29号 平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。総務産業常任委員長、稲員信幸君。

○総務産業常任委員会委員長（稲員信幸）

総務産業常任委員会に付託されました議案第29号の審査結果について御報告を申し上げます。

平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について、去る3月8日の本会議において付託をされました。3月11日、関係職員の説明を求め慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第29号 平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第30号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第30号 平成28年度広川町下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、池尻浩一君。

○厚生文教常任委員会委員長（池尻浩一）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第30号の審査結果について御報告申し上げます。

平成28年度広川町下水道事業特別会計予算について、去る3月8日の本会議において付託されましたので、3月10日、関係職員の説明を求め慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので報告します。

- 1、受益者負担金及び使用料の滞納が生じないよう日常の徴収に努められたい。
- 2、下水道未加入者の加入促進については、法的措置を含め、あらゆる方策を検討し対策を講じられたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第30号 平成28年度広川町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第30号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第7 議案第31号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第31号 平成28年度広川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、池尻浩一君。

○厚生文教常任委員会委員長（池尻浩一）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第31号の審査結果について御報告申し上げます。

平成28年度広川町水道事業会計予算について、去る3月8日の本会議において付託されましたので、3月10日、関係職員の説明を求め慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので報告します。

- 1、水道給水区域における給水接続希望世帯に対する接続要件を検討されたい。
- 2、使用料金の滞納徴収に一層の努力をされたい。

3、未加入者の実態を把握し、使用加入促進については一層の努力をされたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第31号 平成28年度広川町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第31号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第8 議案第32号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第32号 八女西部広域事務組合を組織する市町村数の減少及び八女西部広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

こんにちは。午前中の卒業式、大変御苦労さまでした。

それでは、議案第32号 八女西部広域事務組合を組織する市町村数の減少及び八女西部広域事務組合同規約の変更についてのお願いでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年3月31日限り八女西部広域事務組合から久留米市を脱退させ、平成28年4月1日から八女西部広域事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。平成28年3月31日限り、地方自治法第286条の2第1項の規定により、久留米市が八女西部広域事務組合から脱退することに伴い八女西部広域事務組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により町議会の議決をお願いするものでございます。

内容については担当課長より説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

議案第32号について説明いたします。

八女西部広域事務組合同規約の一部を次のように改めるものです。

新旧対照表により説明いたします。

5ページをお願いいたします。

組合を組織する地方公共団体第2条中、「大木町及び久留米市」を「及び大木町」に改めるものです。

6ページをお願いいたします。

組合の共同処理する事務、第3条の表中、現行右欄、市町の欄の「久留米市（廃置分合前の三潞町及び城島町の区域に限る）」を、右側の共同処理する事務の(1)可燃ごみ（粗大ごみを含む）の終末処理の計画並びに施設の建設及び維持管理に関する事務、(2)火葬場の建設、維持管理及び火葬に関する事務、(3)不燃ごみ（粗大ごみを含む）の終末処理の計画、資源ごみの処理の計画並びに施設の建設及び維持管理に関する事務の全てから削り、改正案市町のとおりとするものです。

7ページをお願いします。

議員の定数及び選出方法、第6条中、「12人」を「10人」に改めるものです。

次に、組合の経費の支弁の方法、第14条第1項中、「別表のオ」を「別表第1から別表第3に定める」に改めるものです。

8ページをお願いいたします。

別表を次のように改めるものです。

現行の「別表（第14条の規定による負担金割合）」を削り、「(1)可燃ごみ（粗大ごみを含む）の終末処理の計画並びに施設の建設及び維持管理に関する事務に要する経費」を「別表第1 可燃ごみ（粗大ごみを含む。）の終末処理の計画並びに施設の建設及び維持管理に関する事務に要する経費の負担割合（第14条関係）」に改め、表中、関係市町欄の「久留米市」を削り、「八女市、筑後市、広川町」に改めるものです。

備考欄のほうに移りまして、備考1の久留米市を「7分の2」を削り、八女市「7分の3」を「5分の3」、その他の市町をそれぞれ「7分の1」を「5分の1」に改めるものです。

次に、(2)火葬場の建設、維持管理及び火葬に関する事務に要する経費を「別表第2 火葬場の建設、維持管理及び火葬に関する事務に要する経費の負担割合（第14条）」に改め、表中、関係市町欄の「久留米市」を削り、「八女市、筑後市、広川町」に改めるものです。

備考1の八女市「5分の2」を「4分の2」、その他の市町をそれぞれ「5分の1」を「4分の1」に改めるものです。

備考2の「とし、久留米市の人口は、廃置分合前の三潴町の区域に住所を有する者の数とする」を削除するものです。

9ページをお願いいたします。

次に、「(3)不燃ごみ（粗大ごみを含む）の終末処理の計画、資源ごみの処理の計画並びに施設の建設及び維持管理に関する事務に要する経費」を「別表第3 不燃ごみ（粗大ごみを含む）の終末処理の計画、資源ごみの処理の計画並びに施設の建設及び維持管理に関する事務に要する経費の負担割合（第14条関係）」に改め、表中、関係市町欄の「久留米市」を削り、「大川市、八女市、筑後市、広川町、大木町」に改めるものです。

備考の欄に移りまして、備考1の久留米市を「9分の2」を削り、八女市「9分の3」を「7分の3」、その他の市町をそれぞれ「9分の1」を「7分の1」に改めるものです。

備考2のただし書き以降を削除するものです。

4ページに戻ってもらいまして、附則です。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりまりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第32号 八女西部広域事務組合を組織する市町村数の減少及び八女西部広域事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第2号

○議長（野村泰也）

日程第9. 発議第2号 子ども・子育て支援新制度の推進に対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

11番佐々木でございます。子ども・子育て支援新制度の推進に対する意見書の案について趣旨の説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援の新制度は、保育の量的拡充や施設の改善を目指すと言われております。その財源は、消費税をもって充てると言われながら、いまだ十分とは言えないのが現状ではないでしょうか。今後も本当に消費税で賄えるものなのか。他の社会福祉の問題との兼ね合いもあって、どれだけ子ども・子育てに特化できるのか。殊に、その点について、保育関係者の間で大きな不安があるものと認識をいたしております。

なお、新制度では、子ども・子育て支援については、地方自治体はその実施主体になります。十分にその役割を果たして、幼児教育、保育、地域での子育て支援を、質、量ともに拡充を図るためには、制度に係る国の財源を含めた改善が不可欠と考えます。自治体における取り組みを充実させるためにも、まずはその土台とも基礎ともなる国の施策のきめ細やかな充実と財源の確保を切に求めるというものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げて、趣旨説明といたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから発議第2号 子ども・子育て支援新制度の推進に対する意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます、よって、発議第2号は原案のとおり可決し、関係機関へ送付することに決定いたしました。

日程第10 決定第7号

○議長（野村泰也）

日程第10. 決定第7号 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第11 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第11. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から会議規則第74条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年度第1回広川町議会定例会を閉会いたします。

午後2時11分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長

2 番 議 員

8 番 議 員